



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	兌換銀行券のいわゆる「転化」問題(その2):飯田教授の「二重の本質と二重の運動」に関連して
Author(s)	松井, 安信
Citation	北海道大學 經濟學研究, 13(1), 1-44
Issue Date	1963
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31105
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(1)_P1-44.pdf



兌換銀行券のいわゆる「転化」問題（その2）

—飯田教授の「二重の本質と二重の運動」に関連して—

松 井 安 信

目 次

はじめに

- 1 「転化」問題とそれを支える二元的方法論
- 2 信用貨幣の本質と運動の一元的説明に成功されたか（以上前号）
- 3 信用論的「矛盾の統一」によって「転化」問題は解けたか（以下本号）
- 4 ピール条例の再検討と教授の見解
—証言にみられる「二種類の兌換銀行券」に関連して—
- 5 兌換銀行券の「二重性」はなぜ、どのようにして
- 6 む す び

3 信用論的「矛盾の統一」によって「転化」問題は解けたか

ここでは、兌換銀行券の「転化」にたいする教授の積極的見解を支える柱である信用論的規定が主たる研究対象となる。はじめに、教授の積極論を展開される問題意識を紹介したが、この節がまさにその核心にふれるところであるので、本論に入るまえに再確認するいみで、もう一箇所引用しておこう。問題の核心は兌換銀行券の「二重性」のもうひとつの側面である擬制的利子つき資本の本質—これが教授によれば商業貨幣と銀行券との差別性を内在必然的につくりだす契機になるのだが—から価値表章性→不換紙幣へと、その信用貨幣の本質が「転化」していく移行の論理をさがしだすことにある。

「…金属準備によって支払保証されている擬制資本とちがう類型の擬制資本、すなわち価値表章—不換紙幣に。兌換銀行券が兌換停止によって不換紙幣に質的転換、転倒をとげる可能性の内面的な論理的根拠のひとつをば、わたくしは、金属無準備銀行券の追加的擬制資本としての性格が金属準備銀行券の擬制的資本としての性格からどう典型的に区別されるか、ということ

を認識することによってさがしたそうところみた。」³²⁾ この教授の積極的見解の論拠としてつぎのマルクスの文章が示されている。

「イングランド銀行がその地下室にある金属準備によって保証されていない銀行券を発行するかぎりでは、同行は価値表章を創造するのであって、これらは、たんに流通手段を形成するだけではなく、さらに、この無保証銀行券の名目額まで、追加的な一擬制的ではあるが一資本を形成する。」³³⁾

この文章の解釈をめぐる二説がはげしく論争していることはしゅうちのとおりであるが、教授があえてここに自己の「積極的見解」の典拠をもとめられたのは、ここの価値表章の規定をめぐる、じつは同説の論者のあいだにも見解のちがいがあるわけだから、いわば異説を正し、同説の論理を補強する³⁴⁾ といういみあいもあったためにほかならない。

さて教授の文章にも明らかなように、兌換銀行券の背後によこたわる金属準備の存否は兌換銀行券が価値表章へ転化する「可能性の内面的な論理的根拠のひとつ」といわれ、他の論理的根拠として擬制資本の成立する経済基盤のちがいや、その背後にある資本価値の存否からも、「擬制資本のなかでの、信用貨幣的性格の価値表章的性格へのそのかぎりでの転身を見ることができよう。」という指摘もある。しかし、そのすぐあとで「そうかといって、擬制資本としての不生産的国債の本質を信用貨幣的なものから転化した価値表章的なものとしてわたくしがとらえていると「早合点」してはならない。というのは、国債は貨幣代用物なのではないのだから。信用貨幣的な擬制資本の価値表章的な擬制資本への内在的な質的転換はむしろ兌換銀行券そのもののなかにみいだされる。」³⁵⁾ といっておられる点からみても、究極的に「転化」問題を解決するものは、教授のいわゆる金属準備の存否ということにならざるをえない。

そこでわたくしは、(2)の貨幣論の規定の分析を通じて示した疑問点に関連して、信用論のげんみつな規定—金属無準備銀行券＝価値表章(的)といわれる教授の積極的見解を検討したいとおもう。

第一に、(2)でも指摘したが、二元的方法論について兌換銀行券の「二重

性」について、教授のばあい二元的的方法論がとられ、まへの規定で「兌換可能性」や「金との同一性」が無条件的に前提されていた。ところが、ここでの信用論の規定になると、げんみつな規定と条件的にはいわれているが、それでもこれまでの行論からすれば論理的飛躍とおもわれるほどに、金属準備の問題が前面におしだされてくる。兌換銀行券の「二重性」といっても、まえとあとの研究対象が、ともにおなじ兌換銀行券の規定かととまどわざるをえないほどの、まさしく二元的な論理のはこびかたである。

そこでこれに関連して疑問点をしめそう。信用論の規定から、かの「転化」の論理が内在必然的に導きだされるわけだが、教授はすでにみたように貨幣論の規定では商業貨幣と銀行券いっばんは、ともに貨幣の支払手段機能にもとづく点で本質はおなじ「金債務証書」＝手形性＝信用貨幣であると統一的に規定されていた。ところが信用論の規定では金属準備に見あう銀行券であるかどうかで、金属準備銀行券＝信用貨幣性、金属無準備銀行券＝価値表章性として両者に可能的、内在的差別性をもうけられる。この二つの規定がともにおなじ兌換銀行券を対象とした本質規定であってみれば、両者はあきらかに矛盾している。なるほど教授は兌換銀行券いっばんは、兌換が可能であるかぎり、貨幣論の規定ではその内在的矛盾は外面化せず、「可能的、潜在的差別性」にとどまる、といわれていた。だが、ここでわたくしがいう二つの規定の論理的矛盾とはそんなことではない。教授は兌換銀行券いっばんは貨幣の支払手段機能にもとづく。だから、信用貨幣の本質をもつのだといわれるのに、ここでは金属無準備銀行券は価値表章＝不換紙幣＝流通手段機能にもとづく（ないしもとづく可能性がある）といわれる。これはたしかにおかしい。なるほどまへの規定でも兌換銀行券（信用貨幣としての）の「内的差別性」の指摘はあった。しかし、それは信用論の規定から逆算された言葉上の指摘でしかなかった。そこでは兌換銀行券いっばんはあくまで貨幣の支払手段機能にもとづく金債務証書—信用貨幣という論理で一貫して説明されたのだったから。それはさておき、

つぎに、側面をすこしかえて、金属無準備銀行券はすべて価値表章性をも

つものとして規定してよいであろうか。信用貨幣とその金節約の論理からいってこの規定は正しいであろうかを考えてみよう。

両説とも信用貨幣の本質にかんして、手形割引によってでた銀行券が「手形流通にもとづく」という点では終始意見のちがいはなかった。そこでこの点にかんれんして教授にうかがいたいのは、教授は貨幣論の規定で、兌換銀行券の貸付ないし発行ルートのちがいは信用貨幣の本質をなんらきずつけるものではなく、「兌換銀行券の支払手段から発生するさいの媒介方法のちがいをしめすものにすぎない」^{註1)97)}と強調されていた。そしてまた、兌換銀行券の発行基準は流通必要金量つまり商品取引総額であって、この貨幣論の段階で兌換銀行券の「二重性」をもとめようとするわたくしの考えは、あとでもういちどふれるが、貨幣流通(量)の諸法則＝運動論と信用貨幣の本質論とを混同するものだ^{註1)97)}ということであった。だから、わたくしが貨幣論の規定での「二重性」＝支払手段機能と流通手段機能一の化体を兌換銀行券にみとめ、さらにこれを社会総資本の自立化としての銀行信用＝信用制度の機構をとおして論理的かつ有機的連関性をもって総合的、全体的に論証されることを教授にのぞむことは、はじめからむりな期待だったわけである。

註1) ここでは最低流通必要量に見あうと思われる流通手段としての貨幣の代位が、国家紙幣でなく銀行券で行なわれたことの事実とその理論的解釈が重要である。これに関連して岡橋教授は「国家紙幣に代わって」銀行券がこの領域で流通すると、兌換銀行券は信用貨幣の本質に、機能変化を生じ、(このさい、銀行券の異質化論理は、岡橋教授のばあい、いちおう後景にしりぞいて、あるいは撤回されて機能的ないし運動的に差別性が生ずることになるが)、ほんらいの信用貨幣とはちがった運動法則をするといわれるのにたいして飯田教授はこう反論されている。

「教授(岡橋)のこの異様な論理は、銀行券が流通手段としての貨幣にかかわって流通するということと、銀行券が流通手段としての国家紙幣にかかわって流通するということと、二つのことを教授が同一視しておられる(らしい)ことからきているのではなからうか。……銀行券(ここでは兌換銀行券)と国家紙幣とは貨幣機能の代位、代用の原理においてまったくちがうのであって、銀行券が流通手段としての貨幣にかわるのは信用貨幣としてなのに、国家紙幣が流通手段としての貨幣にかわるのはたんなる価値表章としてなのだ……。」(同上 320～1ページ)

二つの代用貨幣が貨幣代位するしかたのちがいは教授のいわれるとおりである。しかし、ここで問題なのは、かくして発生した兌換銀行券が「一般的流通」にはいった

とき、それが代位するのは流通手段としての貨幣金だとしても、それは最低流通量にかんするかぎりでは、流通手段の機能的存在としての国家紙幣に化体する必然性をもっている。したがって、この領域を充当して流通する銀行券は、中身こそ変わっても、たえずそこに拘束、沈澱して流通手段としての貨幣の機能を代位すべく運命づけられるべき必然性をもっている。流通手段として必要な貨幣金の代位が、金表章＝国家紙幣の形態をもっておこなわれるのが典型だとすれば、いまや流通手段としての貨幣でなく、その貨幣の機能代位が銀行券でおこなわれることになる。そこにほんらいの信用貨幣と形態的にはおなじであっても、その金代位や発行方法のしかたにおいて、異質的なものが、教授の言葉を利用させてもらえば、「…ほんらいの信用的性格が背景の経済的基盤がうしなわれるにつれて、しだいに形骸化され、希薄化され…」[債権・債務の直接的、実体的な信用諸関係がきりとられ]（同上448ページ）のこれになるといえよう。では、どのようにしてか、それは(5)で主としてとりあげられる問題である。

ところが信用論的規定ではこういわれている。

「兌換銀行券の信用貨幣としての本質のなかにふくまれる追加的擬制資本にかんするマルクスの規定がまさに不換銀行券の本質究明についてのおもな手がかりとなろうからだ。兌換銀行券の本質は、アンティ・テーゼとしての不換銀行券の本質をすでに可能的、潜在的にはらんでいる。こうして兌換銀行券は、信用貨幣としての本質において、それじたいひとつの「矛盾の統一」なのである。…兌換銀行券の不換銀行券への現実的な転化は、この可能的、潜在的なものの現実的、顕在的なものへの転化として現われる。」³⁸⁾

「まえの兌換銀行券（金属無準備の一引用者）部分は、それじたい貨幣、金債務証書＝信用貨幣でありながら、（貨幣論的規定一引用者）じつは背後に貨幣、金の裏づけを欠いているところから、擬制資本としての兌換銀行券の信用貨幣性そのもののなかに、その対立的・否定的要因である価値表章性をひそませており、……追加的擬制資本なのである。……全体としての兌換銀行券は兌換銀行券のままで、すなわち信用貨幣としての擬制資本の性格のままで、はやくも価値表章としての追加的擬制資本の性質をじぶんじんのなかに否定的に、したがって矛盾的にふくむことになる。というだけではなく、追加的擬制資本としての兌換銀行券部分が、兌換されねばならないものとしてあるのだから、それじたい信用貨幣性と価値表章性との矛盾の統一物なのである。」³⁹⁾

そこで問題とされねばならないのは、「価値表章性」にたいする教授の理解のしかたである。

兌換銀行券を「銀行にとって」擬制資本と解釈される点はよいとして、その背後に金属準備がないことによって、これを「価値表章的な擬制資本である」（同上82ページ）というのは、教授ごじしんしばしば指摘された信用貨幣と価値表章との金代位のしかたのちがいからして、誤った規定といわなければならない。したがってこの点において同説の立場をとるひとつとから異説がでてくるのはとうぜんである。

この点をもうすこし明確にするため、兌換銀行券いっばんから手形割引によってだされた兌換銀行券をぬきだして、教授の二つの規定の矛盾をみてみよう。

商業手形の割引によってだされた銀行券は両説の論者とも貨幣の支払手段機能にもとづく＝信用貨幣であることに異論はなかった。しかし教授の信用論的規定によれば金属無準備銀行券＝価値表章の一貨幣の流通手段機能にもとづく可能性をもつ。これは教授がげんみつな分析による潜在的、可能的契機といわれても論理的に矛盾した規定である。金との同一性の確保一兌換可能性と信用制度の「軸点」としての金属準備にかんする矛盾した規定。「げんみつな分析」になると、兌換銀行券の二重の本質（したがって運動）にいいれない矛盾が生じてくる。まえの規定にたてば、兌換銀行券いっばんは兌換可能性が確保されるかぎり純一の信用貨幣であるが、あとの規定では金債務請求権に見あう金属準備は100%ないのが通常であるから、そこに金属無準備銀行券＝信用貨幣性でないものがでてくる契機が常に、具体的にある。だから、「げんみつな分析、などといわれなくとも、つねに保証準備発行の銀行券は存在するわけで、教授は一般的規定として金属無準備銀行券は価値表章的性格のものといわざるをえないことになる。一方では兌換可能性一流通必要量を信用貨幣の本質と運動のメルクマールにされながら、他方では兌換銀行券の背後にある金属準備ないし兌換準備金を偏重される。このさい教授に考えてもらいたかったことは、げんじつに流通しなければならない

貨幣金は、貨幣の流通手段機能で金表章＝価値表章によって代位節約され、支払手段機能にもとづいて、それが「流通する信用表章」たるかぎり相対的に、そして「相殺」されるかぎり絶対的な貨幣として機能することによって代位節約されるということである。そのことを教授じしんもいっておられるのであるから、われわれは理解にくるしむのである。すなわち、「兌換の可能性は法定された金準備率の確実な保有によってあたえられる。……兌換銀行券は、このように、じっさいにはよりすくない金準備金→支払約束によって裏づけられながら、しかも現実的金との同一性を確保されるという点に、現実的金そのものともそしてまた価値表章ともちがうほんらいの信用貨幣としての特性をもっている。よりすくない準備による金支払の約束のうえにたつという独特なしかたで、兌換銀行券は観念的金量を実現するのに必要な現実的金量にかわり、これを節約する。だから、兌換銀行券はよりすくない金準備保有量をより多くの現実的金量としてつかう要具にはかならない、といえよう。だとすると、兌換は、まさに、このよりすくない金準備量をより多くの現実的金量としてもちいることをば信用貨幣にえさせる信用機構的なひとつの槓杆であろう。だが、この槓杆はひとつの事実としての矛盾をうちにふくんでいる。（この「矛盾」の理解のしかたに、兌換銀行券の本質究明の鍵がある—引用者）。……このように兌換銀行券の大部分はまったく兌換されることなしに一般的に流通するところから、兌換はもはや兌換銀行券の信用貨幣としての本質にとっては決定的な要因ではない、という考えかたがうまれることになった。……だが、ここでわすれてならないのは、『銀行券の兌換の保証』としての金準備は『全信用制度の軸点』『（中央）銀行の軸点』だ、ということである。」⁴⁰⁾

「兌換の可能性は法定された金準備率の確実な保有によってあたえられる」という文章は主語も述語もともに経済法則的というより、法律的、経験的なムードで支えられている。さらに信用貨幣の金節約の論理は、金兌換がその「槓杆」にすえられている。つまり貨幣論の規定ですでにみたように兌換重視観が貫徹している。ここで(2)でのべた兌換（準備）規定が、ほんらい

の貨幣の機能とは無縁で偶然的、技術的なものであるというマルクスの規定を想いだしてもらいたい。しかし、この兌換という金節約の主導的要因は「兌換銀行券の大部分はまったく兌換されることなしに一般的に流通する」という「事実としての矛盾」から、兌換軽視ないし無視のいわゆる不換銀行券＝信用貨幣説をうむにいたった、というわけで、教授は信用論の規定で金債務→金(属)準備という『信用制度の軸点』をしめされ、さらに、ここから兌換銀行券の金属準備銀行券と金属無準備銀行券、信用貨幣性と価値表章性の「矛盾の統一」をしめされることになった。しかし、くりかえしていうように金兌換—貨幣の支払手段機能—信用貨幣の本質とあとの規定からする金属無準備銀行券—価値表章—貨幣の流通手段機能とは「事実」はともあれ論理的には矛盾して相いれない。それは教授が金債務＝金兌換のみを本質とし重視され、その銀行券の流通＝「流通する信用表章」の根拠である資本の再生産—債権・債務関係の交錯—『資本の流通手段』として主として支払手段としての貨幣代位をする点、および兌換そのものとおよそ無縁な流通手段としての貨幣—その機能的定在としての金象徴—の代位、節約、要するに二つの貨幣機能にもとづく貨幣代位や発行方法の差別性を無視されたところにある。「事実としての矛盾」とは支払手段としての貨幣そのものの矛盾ではなく、その機能にもとづいて「流通する信用表章」である銀行券の支払手段としての機能からくる、れいの「媒介なき矛盾」なのであり、「兌換の可能は兌換をねむらせ、兌換の不可能は兌換をよびさます。」のはなにも「事実のとして矛盾」というべきものではなく、支払手段としての貨幣の機能的矛盾というすぐれて理論的な矛盾といわねばならないものである。信用表章の流通根拠は、形式的な金債務性や兌換可能性や法定準備率の確保やにではなく、それらを究極的かつ事実上規定する資本の再生産の流動性にかかっており、兌換準備金の問題は、資本の再生産の流動性と拡大—信用取引—それにともなる機能資本相互の債権・債務関係のからみあい—それらの、社会的総資本としての銀行信用への振り替え、さらに銀行券のみではなくより高次には予金形態による遊離・休息貨幣資本の銀行への預け入れと貸付、教授の言葉によれ

ば「公衆からうける信用」と「公衆へあたえる信用」という（発券・預金）銀行を中心とする債権・債務関係の社会的集中と相殺範囲の拡大と金属無準備銀行券の流通という資本の再生産（平均利潤率）と利子つき資本（一般的利子率）との統一的、総合的なはあくによって解明されるべきであった。こういう視点と前提に立ったうえで、信用制度の軸点としての金準備と、機能資本へ貸し付けられた銀行券（預金貨幣）との関連をみると、手形割引によってでた銀行券（預金貨幣）はもちろんのこと、他の貸付形態ででた銀行券（預金貨幣）もともに貨幣の支払手段機能にもとづいて「流通する信用表章」＝信用貨幣となり、相殺額まで絶対的貨幣として機能することによって完全に金を節約することになる。したがって、相殺差額は「流通する信用表章」の流通ないし機能限界をしめしほんらいなら金が出動しなければならないはずのものだった。このような「げんじつの流過程」をそのまま反映して、産業資本の固有の産物であり、社会総資本の自立化した形態としての近代的銀行（信用制度）は、貨幣の支払手段機能による銀行券ないし預金貨幣の流通分＝流通界で機能しつつある信用貨幣額だけげんじつの金を節約し、いわゆる信用創造をおこなったことになる。それは金属無準備銀行券として「流通する信用表章」＝貨幣の支払手段機能にもとづく信用貨幣性といささかも矛盾するものでなく、信用貨幣そのものの二つの側面の現象形態といわなければならない。教授が Wertzeichen を文字どおりにうけとられて金属準備に見あわない銀行券＝価値表章性一流通手段機能への「転化」可能性というように推論されたのは、そのかぎりでは苦心のほどはわかるが明らかに誤りである。Wertzeichen という言葉は、(2) にしめした 1825 年恐慌とイングランド銀行券との関連でも使われていた。Wertzeichen に着目して兌換銀行券の不換紙幣への内在必然的な「転化」問題に新風をあたえ、鋭い視角を示された教授のけん眼には敬意を表するとしても、その解釈では失敗され、銀行券の「二重性」理論はここで坐礁せざるをえなくなった。

このことで思いだすのは、教授が貨幣流通（量）の諸法則の「基本的精神」でかつて発表された貨幣の流通手段機能と支払手段機能との差別性と、それ

に應ずる貨幣流通（量）法則の修正にかんする論文である。すこしながいがここに問題解決へのひとつの手がかりがあるように思われるので引用しておこう。「わたくしじしんの積極的な意見をのべよう。…流通手段の流通量規定の法則と支払手段の流通量規定の法則とはおなじではない。というのは、流通手段としての貨幣の流通法則は支払手段としての貨幣の流通参加によって数量規定のうえでは本質的な修正をうけるからである。といったところでこの法則の基本的精神そのものはなんらの変更をもうけない。…流通手段としての貨幣と支払手段としての貨幣とは、どちらも基本的には諸商品価格によって規定されて運動するのではあるが、それでもなお、運動、機能の具体的なしかたや数量や役割や意味やにおいてはおのおのまったくちがう。そこで、貨幣流通の法則は、その基本的精神のうえでは、たとえひとつでも、具体的な数量規定のうえでは流通手段の流通法則と支払手段の流通法則とにそれぞれ内面的にいちおう区分されなければならない。そうはいっても……発達した商品流通のもとでは、げんじつには流通手段と支払手段とが入りまざってまた兼ねあって流通するのだから、それらの二つの流通法則は一本の流通（量）法則に攪りあわされるのではあるが。……こんな意味あいにおいていちおう区分しようとおもうのは、流通過程にあるところの、または流通過程にいりこむところの貨幣を、流通手段と支払手段とのおのおのちがう二つの機能において差別しなければならないとかんがえるのに照応するわけである。…（支払手段機能のあらわれる一引用者）あとの段階では、同時にまた、貨幣流通の諸法則は、具体的にたがいにちがう二つの流通量法則を内包するものとしての複数形でもあるのではなからうか。」⁴¹⁾

ここでの問題が貨幣流通（量）の諸法則にかんすること、貨幣流通量が商品取引価格総額によって規定されること、またそれが貨幣の支払手段機能によって量的に修正をうけることは教授のいわれるとおりである。ここでわたくしが引合いに引用したのは、ここでの教授の論理のすすめかたが、これまでの二元論的な運びかたとおなじであること。そればかりではない。流通貨幣量の本質的修正や「流通過程にあるところの、または流通過程にいりこむと

ころの貨幣を、流通手段と支払手段とのおのおのちがう二つの機能において「差別」しなければならないという教授の積極的見解に照応させられて、同説をさらに細分補強されていることである。この着想はこれまでみてきた教授のまえの規定とあとの規定での教授の積極的見解へ通ずる共通基盤をもっているようにおもわれる。そこでここで教授に問いたいことは、なぜ「二つの機能」の差別性に照応させながら、流通貨幣量の問題だけでなく「げんじつの流通過程、で量的修正を規定する信用貨幣の本質「転化」→価値表章性→発行方法の「差別性」までもう一步ほりさげられなかったかということである。

わたくしのこの問題提起にたいし、教授はおそらくこういわれるであろう——ここでの問題は貨幣流通（量）の諸法則＝運動の問題である。本質と運動とを混同すると、流通手段としての貨幣代位を「国家紙幣にかかわって云々」というかの信用貨幣説の誤りを冒すことになる、と。そこで教授に問いたいことは、教授は本質と運動とは一体論的に説明されたはず。(2)のさいごにも指摘したが、信用貨幣と価値表章とのそれぞれの本質のちがいは、それらが貨幣の流通手段としての機能か、支払手段としての機能か、のいずれにもとづくか、つまり「機能上の差異」が流通根拠ないし本質規定のきめてではなかったかということである。ここでの教授の主要論点が貨幣流通（量）の諸法則であることは分るが、流通（量）に「本質的修正」をもたらししたものが、貨幣の機能上での差別—あらたに支払手段機能が追加されたこと、そしてこの貨幣のそれぞれの機能上の本質的差別性こそが運動の過程で流通必要量を節約するしかたのちがいを規定するものではなかったか、ということである。だから、いかに「げんじつには流通手段と支払手段とが入りまざって、また兼ねあって」交互に流通しようとも、最低流通必要量にかんするかぎりかかる観念的金量をげんじつに実現する貨幣は金表章—流通手段機能にもとづいて—によって代位、節約され、金表章の中身や形態はかわっても、一定の絶対額はこの流通部面に拘束され、とどめられ「孤立化」されざるをえないであろう。だから、そこにはいって一般的に流通する銀行券は、教授の力説されるように「流通手段としての貨幣」にかかわって流通しようとも、それ

らの一定額にかんするかぎり「事実上の矛盾」として兌換されない、いや兌換する必然性をもたない銀行券にならざるをえないわけである。教授とわたくしの兌換銀行券の「二重性」理論の根本的な岐れみちはここにある。わたくしは兌換銀行券の「転化」問題の第一の契機をここにみだし、これをふまえて資本家相互の差額決済＝卸売業の銕貨に第二の「転化」契機をみいだそうとする。（そしてその信用制度への反映が金準備と保証準備と考える）それにたいし、教授は『げんじつの流通過程、のここでの『げんみつな分析、のところで、貨幣の「機能上の差別」に照応する金節約ないし貨幣流通（量）の法則の本質的な修正までおいつめながら、どちらにしても基本的精神では商品取引総額が基本的規定要因だという流通（量）視点にみずからを制限されて、問題の重点を価値表章と信用貨幣との流通界への入りかたのちがひ、すなわち外在偶然のか内在必然のかのちがひに移すことによってさしあたっては手形割引と公債担保ででる銀行券—どちらも保証発行—の本質的差別性をみおとされた。こうして、一方で信用貨幣の本質をすこしもきずつけられないものが、他方で大部分の兌換銀行券が「事実上の矛盾」として兌換されずに一般的に流通したり、金属無準備銀行券いっばんが価値表章的になったりする。

ここで教授に考えてもらいたかったのは、教授の『げんじつの流通過程、における「機能上の差別」と流通必要金量および金代位節約の論理を本質と運動との一体論で説明されることと、いまひとつは、価値表章の規定のしかたである。あとの点について一言すると、いきなり再生産外の国家権力、したがって不確定金量の金表章という論理にはしられるまえに、（その本質規定について教授に異論はないのだが）その供給のしかた、その通貨価値の安定機構にも、いますこしの考察と配慮があってもよかったのではなかろうか。それは、たとえばつぎのようなことである。

国家権力の乱用は大いに考えられるとしても、それをチェックしたり、しようとする試みも他方にはあった。金貨のばあいには流通最軽量目の規定をもうけ、また補助貨のばあいは完全な純分と量目の金貨への兌換や数量制限規定を、そして国家紙幣のばあいは最低流通量への限定（もちろん経験法則

をでないだろうが)や数量制限のための弁済(兌換と一般にいわれているが、借入—返済形式をとったこんにちの国債に類似)によって、最後に近代銀行の成立を契機として国家と銀行との債権・債務—商取引上でのそれを擬して、国家信用を銀行信用にふりかえ、銀行券の形式で供給とともにチェックをはかり、またはかろうと試みた。したがって、流通过程に金貨や国家紙幣が流通しているかぎり、そこにほんらい「手形流通にもとづく」銀行券の発生・流通する根拠などあろうはずもないが、それらが不足せるかぎり、その一部ないし全部がうえにのべた経由で、さしあたり最低流通量の範囲において貨幣代位し「孤立化」してもっぱら流通手段として一般的に流通するわけである。いじょうは狭義の流通手段機能にもとづく貨幣—金表章の代位形態の段階的相違についてのべたものだが、これに、資本主義的生産の確立過程いごの相殺差額の決済資金としての兌換銀行券の代位形態がくわる。なぜかはすでにのべた。どのようにして、は(5)でのべるので、ここではくりかえすまい。

とにかく、教授はまえの規定で兌換銀行券の「二重性」—「転化」問題の契機すなわち価値表章性をさぐりあてえないうで、もうひとつの柱を、信用論の規定としてたて、ここに兌換銀行券の「転化」=価値表章性を、まえの規定とは明らかに矛盾する論理でたずねられることになった。こうして教授の二元的方法論が構築されることになったわけである。

註 32) 飯田 繁「現代銀行券の基礎理論」219 ページ。

33) K. Marx; Das Kapital; III, S. 588.

34) たとえば三宅義雄「兌換銀行券と不換銀行券—岡橋・飯田両教授の所説によせて」(「経済評論」6の3, 124~5 ページ)

35) 飯田, 同上, 447~8 ページ。傍点—引用者。この傍点をつけた箇所については第5節で詳細に私見をのべるつもりである。

36) 飯田, 同上 98~9 ページ。

37) 飯田, 同上, 100 ページ「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」(「経済学雑誌」41の4, 43~5 ページ)—追記「兌換銀行券と不換銀行券」320~1 ページ所収)

38) 飯田, 同上, 440 ページ。傍点—引用者,

39) 飯田, 同上, 449~50 ページ。傍点—引用者。

40) 飯田, 同上, 218~9 ページ。傍点—引用者。

41) 飯田「不換紙幣の流通諸法則とはなにか」43～45ページ、傍点一引用者

4 ピール条例の再検討と教授の見解

—証言にみられる「二種類の兌換銀行券」に関連して—

いうまでもなく、飯田教授の理論的系譜はパンキング・スクール→マルクスである。だから、教授の見解をカレンシー・スクールの立場にたつオーバーストンのそれと対比することはじつは理論的におかしなことである。教授ご自身もカレンシー・プリンシプルは銀行券の流通法則を現存金量ないし金準備量に一致させている点で誤りを冒しているとするどく批判しておられる⁴²⁾のであるから、なおさらそうである。だが、すでにみたように、そういう運動をする兌換銀行券の信用貨幣としての本質は、教授によると、まへの規定では金債務性であったし、あとの信用論的規定では兌換銀行券の背後に資本価値、けっきょくは金準備があるかないかによって、可能的、潜在的には信用貨幣性と価値表章性の銀行券に区別され、これをさきの純一の貨幣論的規定のなかに逆輸入されるものであった。したがって、まえとあととの規定を総合して兌換銀行券の信用貨幣としての本質規定をすると、金債務性と金準備のあるなしということになろう。この条件をともに具備したものといえは中世大陸諸銀行やレストレーション前の金匠が発行した金預託証書がいには考えられない。オーバーストンはじめカレンシー・プリンシプルの立場にたつ人びとが、銀行券の流通法則を「金属流通の法則」に一致させ、けっきょく全額金準備の主張にはしらざるをえなかった最大の理由は、かれらが「資本の流通手段」としての、貨幣の支払手段機能とその金節約の論理を理解できず、銀行券をもっぱら流通手段機能を営む貨幣を代位する手段として、したがってその銀行への預け入れでされる金預託証券としてしか理解できなかったところにある。しかし、他面経験主義的実務家でもあったかれらは文字どおり経験的に最低流通必要量を感知し、それに照応する金属無準備銀行券の発行、いわゆる保証発行を制度的に認めた。ピール条例の1,400万ポンドの政府貸付金担保に発行された銀行券がそれである。この銀行券の本質

をどう理解したらよいか。ここではオーバーストンの証言をとおしてカレンシー・スクールの考えをみながら、飯田教授の見解と対比してみよう。

1,400万ポンドの銀行券もかれの銀行券＝金預託証書の考えかたからすれば、それにみあう金準備が発券銀行になければならないはずである。ところがこの「保証発行部分」はとうぜん金準備がない。しかしかれはその点の理解において、銀行券＝流通手段（通貨）の一面のみをとらえ、貨幣の支払手段機能をみおとしていることが幸いして、金属無準備銀行券もじつはそれが必要であれば流通すべかりし金属通貨を代表していると答えることができた。したがって、オーバーストンの銀行券の本質規定は、金預託証書なのだから、ほんらいならば文字どおり全額金準備のはずであるが、保証発行銀行券についても、「流通必要金量—もうすこしかれの考えかたを忠実にわれわれの言葉に翻訳すれば「最低流通量」—を代表するといういみでは、金預託証書＝全額金属準備の主張はいちおうそれなりに論理一貫してつちつまはあっている。つまり、かれの規定によると兌換銀行券＝金預託証書＝金準備＋流通界に流通すべかりし金（貨）量＝価値表章であるのにたいし、飯田教授のばあいには金債務証書のうち金属無準備銀行券＝価値表章性と対比できよう。さらに興味のあることは、金預託証書の考えからでてきたものであるが、発行された銀行券はイングランド銀行の発券部にある金準備という実体のいわば影であり、擬制だといっていることである。こうみてくると、飯田教授の信用論的规定にいわれる信用貨幣としての擬制的利子つき資本を「内在的矛盾」なく典型的、理想的に体现しようと試みたのが、ほかならぬピール条例であり、オーバーストンであったという皮肉な結果になっている。わたくしが、教授の見解を教授ごじしんの批判されているピール条例やオーバーストンと対比したしだいである。

これにたいし、質問者（議長）は保証発行された銀行券と金準備銀行券とを名実ともに区別して、まえの銀行券部分を本質的に不換国家紙幣とし、あとの部分を信用貨幣＝私的銀行債務と規定して、オーバーストンにせまっている。資料的にも興味があるとおもわれるので、関連した箇所を抜萃紹介し

ておこう。

3820 (質問者) 1,400 万 ポンドの国庫ノート。(exchequer note)

3822 (質問者) 国庫ノートは租税で支払われ、法貨を構成しますか？

4049 (質問者) 2 種類の銀行券—そのひとつは地金で支払われるが、他は、もしわたくしがそういう表現を用いることが許されるならば、政府と公衆とのあいだの I O U の銀行券…。

オーバーストンはこれら 2 種類の銀行券が並存、流通することは理論的にも実際的にもむづかしいと答えている。1825 年の恐慌のように兌換性が危険になったとき、2 種類の差別性ある銀行券流通は必要ではなかったか？ との質問にオーバーストンはこう答えている。

3823 (答) もちろん、兌換の特権はあらゆるばあいに行に移されはしません。しかし、ひとたびあなたが社会に 2 種類の銀行券—ひとつは兌換性をもち、他は兌換性をもたない—を流通界に投げこまれますと、これら 2 種類の銀行券は公衆のあいだで無差別には流通しないでしょう。公衆は如才なくすぐに二つのあいだに差別を設けるでしょう。」

<つぎにオーバーストンの 1,400 万ポンドの保証発行銀行券の理解について>

4024 (質問) —閣下、あなたはほかの箇所での証言で、イングランド銀行券はそれだけの地金が預け入れられた預託証書がいのなにものでもないし、地金は要求されたとき銀行券と引換えに支払うのだといわれましたね？

(答) —わたくしはイングランド銀行券は地金にたいして発行された証書 certificate であるといいました。むろん、われわれは 2,600 万ポンドのイングランド銀行券が 1,000 万ないし 1,200 万ポンドの預託地金しかないときに、じっさいに預託された地金証書だとはいえませんがね。

4025 (質問) —あなたはしばしばイングランド銀行券はそれだけの量の地金証書がいのなにものでもないという表現を用いられていますね？

(答) —それは紙券がなければ貨幣として流通界にあるであろう地金総量の証書といういみです。

4026 (質問) —1,400 万ポンドの証券類にもとづいて発行されるこれらの銀行券はなにを代表しているのですか？

(答) —わたくしはげんみつな理由で、¹「代表する。」という言葉によってなにがいみされているのかほとんど了解できません。じっさいの事柄ははっきり理解されるものです。発行された銀行券総額は、われわれが金属通貨だけをもっておれば、流通界にある地金総量であろうということです。しかし紙券にかわった結果預託された地金総額のうち、ある部分は政府当局によってとり去られ、また有利な証券に投資されて、残りの地金量はそれを使い尽すことが生じえないものと考えられます、といえますのは、1 国はその貨幣の平均総量をそんなに低い量まで減らすこと

には堪えることがないでしょうから。

4027（質問）—では銀行券総量は地金を代表するとはいえず、それらは1国が支払を請求することがぜんぜんできなくなる量まで発行されるわけですか？

（答）—それらはもし銀行券がなかったら流通しつつある金属貨幣総量を代表します。それらの地金との交換可能性は1国がその地金をなくすほどにその銀行券を減らすことに堪えないであろうぐらいの地金量を準備金として保有するという事実にかかっています。

4028（質問）—1国は銀行券の支払を要求できる状態にはありえないでしょう？

（答）—それはまさにあなたが「要求できる」という言葉を使われないみにかかっています。むろん、2,600万ポンドの銀行券のどの所持人も地金を請求する力はもっています。しかしそのとりきめ (arrangement) はつぎのきわめて安全と思われる想定—その国は1,400万ポンドに下るほど銀行券を兌換請求 (cancellation) して貨幣を減らすことに堪えることを欲しないし、またその点に達するまえにこういう事態は貨幣量の減退—貨幣価値の騰貴—地金量の流入、供給という想定（リカードの金の自動調整論引用—引用者）のうえにたてられています。

3820（答）…わたくしは1,400万ポンドは要求次第正貨で支払いえない銀行券をいみすると理解しています。…

<オーバーストンがリカードとおなじように銀行券=通貨=流通手段の一面観をとっていることはうえの質疑応答でも明らかだが、さらに確認するいみで relaxing power —保証発行の拡大をめぐる質疑応答から拾ってみよう。>

3690（質問）—1844年条例ははじめて1,400万ポンドとそれ以上全額金準備にかんしてルールを採用しました。しかし1,400万ポンドは現在あまりにも低すぎると考えられてきました。あなたはその限度を変更するなんらかの方法に賛成されますか？

（答）—わたくしはその総額の変更をお奨めする用意はぜんぜんありません。わたくしが判断できるかぎりでは、その増加（保証発行の—引用者）要求はひじょうに誤った見解にもとづいているように考えられます。保証発行を1,400万ポンドから1,600万ポンドにふやせと要求されている人びとは、そのことによってその国の貨幣総額の増加と商業貿易への大きな利便を期待しているものと信じます。もしそうだとしますと、それはひとつの完全な謬見です。いかなる国でもその取引のため保持しうる貨幣量はいかなる法律にも、いかなる特殊団体の統制内にある事柄でもありません。（ここでリカードの原理が引用—引用者）与えられた貨幣量をどんな比率で保証発行し、どんな比率で地金準備発行にするかを決定するのは法律の権力内にあります。もしあなたが選ぶならば保証発行を1,400万ポンドから、1,600万ポンドにふやすことを許すのは疑もなく法律の権限内です。しかし、その不可避の直接の結果は地金準備で発行される紙幣量の減少となり、究極の結果はわれわれが厳しい不況下に現在保持している地金最低量をたとえば800万ポンドと想像して、法

律の変更でそれが200万ポンドすくなくなるということです。だから、貨幣制度を現在それが依存しているより200万ポンド少ない地金の最低基礎に依存させるのが安全かどうかというたんなる実際問題になります。

3691 (答) —保証発行の増加は、同量の地金の輸出となり、それに応じて地金準備発行の紙券総量は減りましょう。貨幣総量は他の事情が一定ならば、保証発行と地金準備発行にどんな変更がなされても同じであるにちがいません。(このあとリカード引用)

<銀行券は金準備の擬制であるということについて>

4163 (答) —発行部の壁の外にある銀行券は発行部にある地金を代表しています。わたくしは再三それら銀行券を実体の影 shadow of the substance と呼んでまいりました……。

4165 (答) —銀行券は預託された地金 bullion in deposit の機構的に便宜な代表物です。

3990 (答) —fictitious state of credit

いじょうの質疑応答⁴³⁾はいろいろの問題をふくんでいるが、ここでは当面の問題に焦点をしばって整理してみよう。

みられるように、かれは銀行券を金預託証書と規定しているので、では1,400万ポンドの金属無準備銀行券はどうか、兌換準備金がないではないかと追求されている。これにたいして、かれは一般論における金預託証書＝金属準備では答えられないので、もうひとつの基準として銀行券がなければ流通するはずの地金量、つまり「流通必要金量」を代表すると答えている。しかし、金準備がなければ兌換できないではないかとの反論にたいしては、これら1,400万ポンドの保証発行銀行券は、「要求次第正貨で支払えない銀行券」だが、「兌換の特権はあらゆるばあいに行行に移されはしません」とかりカードの貨幣数量説にもとづく「安全と思われる想定」によって1,400万ポンドに近づくほどの兌換請求(銀行券の収縮)→金の海外流出→国内貨幣(＝流通手段)の価値騰貴をおこさないという経験的「事実」でいい逃れている。この1,400万ポンドはいうなら「最低流通必要量概念」に近いものと思われる。

こうみてくると、かれにはたしかに支払手段としての貨幣の理解がない(たとえば保証発行の拡大はすぐ追加的流通手段の増加—貨幣価値低下と考

えている点）が、流通手段オンリーの流通必要量概念が一方にあり、他方で金準備銀行券＝金預託証書の規定があるという点で、素朴ながら飯田教授の貨幣論と信用論とのそれぞれの規定に照応している。教授はカレンシー・プリンスプルを全額金準備という途方もない考えとして批判されているのであるが、教授ごじしんもげんみつな規定ではあれ、金属無準備銀行券に価値表章性を認められるかぎり、教授の信用貨幣の理想的形態は皮肉にも支払手段機能をぬぎにしたカレンシー・プリンスプルの全額金準備銀行券＝金預託証書（ただし1,400万ポンドは「最低流通必要金量」を代表）という「途方もない考え」とピール条例とによって体现されたことになるのではなからうか。しかも銀行券を流通手段オンリーでとらえるかれにとって、金属準備銀行券は名実ともに金預託証書であり、保証発行銀行券は観念的金量の預託証書であるという区別はあっても、どちらも本質は流通手段機能にもとづく、したがって価値表章性をもつ金預託証書である点に論理一貫性がみられた。しかし、それだからこそ、われわれはかれのいう「兌換」という言葉にまどわされてはならない。^{註2)}

質問者はどうか。オーバーストンはうえにみたように1,400万ポンドの銀行券は、それ以下になると貨幣の価値騰貴—物価下落などで国民がたええない「最低流通必要量」に見あうもので、事実からいってもリカード理論からいっても、「兌換されえない銀行券」だというのにたいし、質問者はそれに見あう銀行券は名実ともに不換国家紙幣＝価値表章の国庫証券 *exchequer notes* で規定しようとしている。論理的構造はちがっていても、1,400万ポンドの銀行券にかんするかぎり、いずれも形態や形式のいかんを問わず、本質的には価値表章として規定している点ではおなじである。ちがいはあくまで形式上の兌換があるかないかの問題である。

飯田教授が金債務性＝兌換を信用貨幣の本質として強調されることはすでにみたとおりである。しかし、そこに教授とオーバーストンとの相似性の発生する契機もある。この節をおわるにあたって、教授とオーバーストンの見解をまとめて対比しておこう。

両者に共通していることは、兌換規定の強調ということである。教授は銀行券を金債務証書として、かれは金預託証書としておさえる。1,400万ポンドの保証発行銀行券についてかれはこれも観念的「流通必要金量」を代表する、といういみで、金属準備銀行券と同一視しているが、教授のばあいには、それが政府貸付金ないし国債担保の金属無準備銀行券の典型だから、とうぜん典型的の価値表章性の兌換銀行券、といういみで金属準備銀行券＝信用貨幣性と区別される。この点両者にちがいがみられるが、一步ふかく本質にたちいれば、かれのばあい兌換銀行券であっても、本質的には流通手段機能にもとづく価値表章ということであるから、この保証発行銀行券の本質規定も両者に基本的なくいちがいはないといえよう。

とすると、教授とかれのちがいは、1,400万ポンド以上の金属準備銀行券＝信用貨幣性にかんする教授の信用貨幣の本質規定だけだということになるのだが、全額金準備銀行券が貨幣の支払手段機能にもとづく信用貨幣といえるものかどうか、答えは明らかに否である。それこそ文字どおりオーバーストンのいう金預託証書であり、かれの貨幣本質観の基底をなす流通手段機能にもとづくものといわなければならないであろう。

(註₂) 深町氏はこの点に着目、世界貨幣と国民通貨との結節点としての中央発行銀行券の二重視点から再評価しようと試みられている。

「…銀行券の『一般的交換媒介物』規定、『一般的交換可能性』をもつという(オーバーストン—引用者)主張は、その一覽括であることと、貨幣への転換が確実であることに力点を付して把握されているのであり、したがってこのような銀行券のもつ機能規定の根拠は貨幣＝金への転換可能性の確実性、すなわちその同一性に求められているわけであって、法貨規定あるいは紙幣のもつ強制通用力から直接に導き出されているのではない。彼にあっては右のような銀行券の『現金』規定は、銀行券の兌換性の排除を意味するのではなく、その確実性を基礎としてのみ成り立つ論理であるといえよう。」法貨規定はただ銀行券の国民通貨化とそれによる「国際的支払準備のみへの充用の促進という機能面」に認められるにすぎないといわれる。果してかれの兌換規定は法貨規定と本質的に対比するものとして理解されてよいであろうか。同氏もあとで指摘されるように、かれは貨幣の支払手段機能を理解できず、もっぱら流通手段としての貨幣＝金預託証書＝兌換銀行券とその本質を規定している。すなわち「オーバーストンでは貨幣恐慌緩和のため発行される銀行券

一支払手段『現金』は、その機能上の流通手段との差異を無視して、銀行の『真実資本』を上回る追加的資本の創造によって行なわれ、したがって社会的には均衡状態のもとでの一国の貴金属量に照応する通貨量をこえる部分として規定される。」（深町郁弥「オーバーストンの通貨論」『経済学研究』27の4, 54ページ）また国家による一時的な干渉（緩和条項の発動）は『事実上、個人信用（individual credit）の代りに政府信用（credit of Government）を介入せしめる』（同上, 54ページ, 引用 1857 年 証言 Q 5157）というかれの理論構造上での兌換強調である。

このようにみえてくると、本文でもみたように、深町氏の二重視点からのオーバーストンの再評価は興味ある指摘ではあるが、恐慌のさいの緩和条項によってでた銀行券はもちろん、銀行券いっばんの本質規定もリカードとおなじく流通手段オンリーの機能にもとづくもの、まさしく金預託証書いがいのなものでもなく、そのかぎりでの形式上の兌換規定だといわなければならないであろう。その端的表現をもう1箇所引用しておこう。

公債担保貸付ででる銀行券も、手形割引や貸付によってでる銀行券も「かれの規定にしたがえば、『真実資本』にもとつかない（飯田教授の金属無準備銀行券とおなじ引用者）それをこえる追加的資本の創造すなわち通貨の追加供給である」（同上, 52ページ）

42) 「通貨主義者たちのあやまりは、けっきょく、銀行券の法則をかれらによって独断的に考案されたありもしない「純粹金属流通の諸法則」—自動的な調整作用をもつという—にしたがわせるために、銀行券の流通量を兌換のための保有準備金量にかたくしぼりつけなければならないという途方もないあの考えかたのなかにあったのだった。」（同上, 204ページ。）

43) The Evidence, given by Lord Overstone, before the S.C. on Bank Acts, 1857. 傍点—引用者

5 兌換銀行券の「二重性」はなぜ、どのようにして

兌換銀行券の「二重性」—兌換規定プラス法貨規定—はなぜ、どのようにして発生するものであろうか。なぜか、の問題は主として理論的な考察にぞくし、どのようにして、は主として歴史的な考察にぞくする。まえの点については、飯田教授の見解を検討しながら、必要に応じて消極的な形ではあったが、私見をのべておいた。ここですこし私見を纏めておこう。マルクスの研究主題は資本主義的生産の一般的法則を確立することであった。自由資本主義の段階では、主たる産業資本は株式形態をとらず、個人企業として銀行

資本にたいする。平均利潤の利子と企業者利得への分割、量的分割から質的自立化、信用と仮空資本をつうずる現実資本と剰余価値の社会的配分など、要するに機能資本の一部である貨幣資本が自立化した利子生み資本とのかんれんで、どのように社会的に配分され、また作用反作用するかの一般的法則の解明に主力が注がれた。そこで当面の信用貨幣の本質だが、それは貨幣の支払手段機能にもとづいて発生する。現実資本と貨幣資本の運動をもっとも密着して表わすものとして商業信用—銀行信用が手形割引とのかんれんで追究され、ここに信用貨幣の本質規定が設定される。「普通の事業家が手形を割引かせるのは彼の資本の貨幣形態を先取し、それによって再生産過程を流動状態に保たんがためである。…彼の与える信用を彼のうける信用によって相殺するためである。」(向坂訳同上、(+) 161 ページ) つまり商業信用を本来的基礎とする銀行信用は各機能資本の再生産の流動状態と商品価格の実現可能性にかかっているわけである。したがって、その実現が困難となれば、個別企業は支払不能、破産をひきおこし、ひいては銀行取付、倒産となってあらわれる。ところが、ここで問題なのは商業信用や私的銀行信用でなく、その銀行券がいまや「国民通貨」となって一般的に流通している中央発券銀行信用のばあい、恐慌の影響がどのようにおよぶかということである。もちろん、自由資本主義段階では、周期的に恐慌はさけがたく、周期的に回帰し、恐慌をつうじて、価値法則を貫徹していく。しかし、ここで国家信用をネグッては兌換銀行券の不換銀行券への「転化」問題は端著をみいだすことができず、一般法則のなかに埋没してしまうことになるはしないか。「ここではただ、資本主義的生産様式一般の特徴づけのために必要な僅かばかりの点を明らかにするだけでよい。そのさいわれわれは商業信用と銀行信用とを取扱かうにとどめる。この信用の発展と公信用の発展との関係は考察外におかれる。」(同上、(+)) 112 ページ) こうはいっても、マルクスには、すでにさきにも指摘しておいたように、必要なばあい、つまり抽象的な一般法則では説明できないところでは、「考察外」におかれたはずの公信用の問題が説明ぬきで付けくわえられていた。それを外在偶然的な契機として説明するか、内

在必然的なものとして景気循環という資本主義的生産に固有の一般的法則との関連で説明するかに、兌換銀行券の「転化」問題はかかっている。教授はそれを信用（制度）論的規定で金属無準備銀行券＝価値表章性として、内在必然的に「転化」契機をもとめられた。ここに教授のいわれる銀行券の「二重性」理論と積極的見解が注目され、評価される点があるのだが、その難点は教授のそういう「転化」契機では、かんじんの信用貨幣の本質規定（貨幣の支払手段機能—その基礎としての機能資本の再生産—信用取引と債権・債務関係—支払手段の機能的矛盾）—が「稀薄化」し、価値表章と無差別になる危険があるということであった。

いまひとつの問題点は、教授のこの「転化」契機だと、株式、社債と国債との差別性はもちろん、これらの擬制資本と手形との差別性が稀薄となり、（もちろん、金属準備の存否がいにも擬制資本そのもののなかの信用関係の差別性の指摘はあるにはあるが、きめ手にはなっていない）これによって資本主義的生産の本質・段階規定が無差別化し、平面化するおそれがある。この点旧稿を参照されたい。それを一口でいえば、金属無準備銀行券＝価値表章性というばあい、1810年代いぜんは政府貸上金や国債が主力であり、資本主義的生産の確立後は手形で1870年前後を境としては産業資本の株式形態への転化と株式証券市場の確立によって株式が、そして今世紀の管理通貨段階ではふたたび国債が主力にリバイバルしており、その規定要因として資本主義的生産関係も世界市場の構造も段階を劃しながら、同じ国債でもそれぞれの段階で経済的機能と意味が変ってきている。教授の方法では信用貨幣の本質把握とともにこれらの段階差別性が明確にはあくされないとおもわれる。

では兌換銀行券の「転化」問題はどのように答えられるべきであろうか。ここではさいしょの問題を中心に、兌換銀行券の「二重性」はどのようにして生れてきたか、ということ、を、どのように、という歴史的観点から考察しながら一歩でもその解決にちかづきたいとおもう。

わたくしはさきに、恐慌との関連で国家信用が兌換銀行券の性格ないしその背後に導入されるセーマをしめしておいた。「兌換銀行券（兌換プラス法

貨規定) 一手形流通のマヒと事実上の兌換の危機—国家信用を背後にもつ銀行信用(国債ないし政府貸付金担保)—兌換請求—国債ないし政府貸付金の返済要求—国民への徴税」(前号41ページ)というのがそれである。これはこんにちの段階までみわたしてうちだした銀行信用と国家信用とのいわば一般的、法則的なセーマであった。では両者が結びつく内在必然的契機はどのように説明されたらよいか。いまその問いにたいして理論的、歴史的に論証すべきところにきたようである。ピール条例の制定された1844年といえば、資本主義的生産様式がイギリスで確立し、資本主義の一般法則がげんじつにもほぼ原理どおりに貫徹しつつあった時期とみてよい。その時期にじつはこれまで検討してきた、れいの保証発行銀行券が存在しているのである。それでわたくしは、そこに兌換銀行券の「二重性」を解きほぐす出発点をもとめることにした。

1) ピールとオーバーストンとの(保証発行)銀行券にかんする規定—
ピールじしんはイングランド銀行二部門分割と1,400万ポンドの保証発行銀行券についてどういう理解をしていたのであろうか。

かれは議会での演説覚え書として、多少ストラテジックであるがつぎの三案を用意していた。それによると第1案はだいたい現状維持で発券を各発券銀行の無限の競争に放任し、金への兌換可能性はこれまでいじょうに危険にさらされる。

第2案は発券を直接国家統制のもとにおく案で、その改革の方向は、①貨幣の発行は君主の特権(Prerogative of Sovereignty)にぞくするものとして進められる。②兌換銀行券の所有者を不信と有害な結果から守るのは君主の義務である。反面発行収益は正当に国家に帰属する。③二部門を完全に分離し、過去における発行銀行の平均発券総額に等しい政府紙幣を供給する。④この紙幣は、政府から独立した、議会にのみ責任をおう機関が金兌換で法貨でもある紙幣の発行を管理する。

第3案は第1と第2との、いわば中間ないし折衷案で、結局この案がピール条例として通過している。その要点だけを覚え書からぬきだすと、①将来

発券銀行の設立は禁止される。②発券部と銀行部の二部門分割。③発行収益は政府に帰属。④イングランド銀行と他の発行銀行の勘定公開。⑤他の発券銀行に自行の銀行券にかわってイングランド銀行券を発行するように奨励し、イングランド銀行による一国全体の発券統制をはかる。

さらにピールは同年5月20日議会演説でうへの第3案を補促説明してつぎのようにのべている。

「発券の特権は鑄貨の統制同様に国家によって公平かつ適正に統制されるもので、銀行業は発券とは区別されて、あまりにも無制限かつ無拘束な競争でなければよいものである。…

1,400万ポンドの数字は紙幣にたいする一国の必要量を慎重考慮ののち政府によって決定された。長年の経験によれば、一国の銀行券流通は外国為替の逆調による発券銀行への強制的収縮（作用）の結果、2,200万ポンドに近づいたときは、いつでも通貨不足が物価に影響してきた。だから、政府は、政府信用によってのみ保証される一政府はそれが安全に国内に流通することを許しうる一法貨紙幣の総額を2,200万ポンドと固定した。(the total amount of legal tender paper money, secured only by the credit of the Government) 1844年の地方銀行券の発行は総計800万ポンドだったから、その差額1,400万ポンドを同行の保証発行 (the Bank's fiduciary issue) と定めることに決定した。」⁴⁵⁾ しゅうちのように、この保証発行は他の発券銀行の発券廃止のばあい、その%を同行が譲りうけることができるように規定されていた。それでこの保証発行の性格の一端をみるために、その顛末について一言しておこう。この取りきめで同行の保証発行はさらにふえて1928年、£19,750,000となっていたが、同年通貨銀行券条例 (the Currency and Bank Notes Act) によってイングランド銀行券は大戦中流通に投ぜられた Treasury notes と合併されている。これによっても、その「二重性」の問題が重要性和現代的意義をもっていることが分るであろう。セイヤーズが「紙幣は政府が利子を支払わない国債 (the national debt) の一部分だ」という主張の理論的根拠の一端もここにうかがえよう。⁴⁶⁾

さて、うえのピールじしんの覚え書第3案や議會演説にみられるように、第2、第3案は形態こそ外見上はちがっているようにみえるが、かれの銀行券の本質規定はほんらい君主の大権にもとづく鑄貨の代用貨幣であり、その発生流通の根拠が貨幣の流通手段機能にもとづくことは明らかである。したがって、貨幣価値→銀行券の価値を安定するための兌換規定も、全額金準備のたてまえて「鑄貨の統制同様に国家によって公平かつ適正に統制」さるべきものであった。この点さきの(4)でみたオーバーストンの兌換規定＝金預託証書とまったく軌をいつにしている。かくて、第2案の直接国家発行（といっても形式上は政府からは独立し、議會にのみ責任をおう機関の発行だが）ではなく、第3案の（イングランド銀行の）二部門分割による発券部の間接発行という形式をとることになったが、實質上は第2案とまったくかわりがない。すなわち、オーバーストンの見解どおり、保証発行銀行券＝いわば「最低流通量」に相当する金象徴、それ以上の銀行券＝全額金準備による、流通手段たる金貨代用の金預託証書という基本線をしめしており、おなじ兌換銀行券であっても、ピールのいう兌換規定は、支払手段としての貨幣、その機能にもとづく信用貨幣とその兌換規定とは、似て非なるものであることがしられるであろう。いうなら、ピール条例は紙幣と金貨（ないし全額金貨にわりうる兌換銀行券という名の「兌換紙幣」ないしアンドレアデスのいう「ドック証券」）との混合流通を意図したものと考えてよいであろう。⁴⁷⁾

2)保証発行銀行券の本質規定—ホースフィールドは1,400万ポンド銀行券にかんれんしてこういっている—「1,400万ポンドは同行の資本金＝政府への貸付け額まで発券しうるという、最初の特許状で同行にあたえられた特権の現代版である」⁴⁸⁾と。しかし、かれは資本金＝政府貸付金＝保証発行の関連についてはそれいじょう立ちいって考察をすすめていない。いかこの点を中心にあとづけて、兌換銀行券の「二重性」はなぜ、どのようにして発生したか、国家信用はなぜ、どのようにして銀行信用のなかに吸収されたかの理論的・歴史的根拠をほりさげてみたい。

まずはじめに、ホースフィールドも指摘するように1,400万ポンドの保証

発行銀行券にふいかかわりをもつイングランド銀行の資本金の変遷からみることにしよう。

まずピール条例制定ごの1844年9月7日のイングランド銀行の貸借対照表を新旧形式で掲げてみよう。新形式では発行部、銀行部のそれぞれの勘定科目の細目が詳らかでない難点やそれに関連して資本主義的生産様式が一般的に支配した当時、じじつじょう近代銀行の中軸にあった中央発券銀行たるイングランド銀行の業務内容がどのようなものであったかをしるために、旧形式のB/Sが参考になろうかとおもって並列掲げておいた。

(新形式) イングランド銀行 B/S

1844年9月7日

		発 券 部	
(負 債)	£	(資 産)	
銀行券発行高	28,351,295	政 府 負 債	11,015,100
		そ の 他 証 書	2,984,900
		金 貨 及 地 金	12,657,208
			1,694,087
	28,351,295		28,351,295

		銀 行 部	
(負 債)	£	(資 産)	
株 主 資 本 金	14,553,000	政 府 証 書	14,554,834
そ の 他	3,564,729	(政府永久貸上, 死重年金を含む)	
政 府 預 金	3,630,809	そ の 他 証 書	7,835,616
民 間 預 金	8,644,348	銀 行 券	8,175,025
7日払その他手形	1,030,354	金 及 び 銀 貨	857,765
	31,423,240		31,423,240

(旧形式) イングランド銀行

1844年9月7日

流通高 (Circulation)

ロンドン	£ 14,802,000
地方 (country)	6,405,000
	21,207,000

政府預金 (Public Deposits.)

国庫勘定 (Exchequer a/c)	£ 2,198,000
配当支払のため (For Payment of Divids.)	315,000
貯蓄銀行局等 (Savings Banks, etc.)	501,000
その他国庫勘定 (other Public a/c)	617,000
	3,631,000

私人預金 (Deposits, Private)

鉄道会社	30,000
ロンドン銀行家	963,000
アイルランド、スコットランド銀行その他	175,000
その他預金	5,631,000
支店の預金	1,209,000
	8,644,000

総債務	33,482,000
-----	------------------

政府証券 (Public Securities)

国庫証券担保貸付 (advances on Exchequer Bills)	—
不足手形 (Defficiency Bills)	—
その他国庫手形 (other Exchequer Bills)	870,000
買入国庫手形 (Exchequer Bills purchased)	311,000
公債及び年金 (Stock and Annuities)	12,821,000
	14,002,000

私人証券 (Private Securities)

割引手形 (Bill discounted)	
ロンドン	113,000
地方	2,003,000
	2,116,000

社債 (Bonds)

東インド債 (East India Bonds)	198,000
--------------------------	---------

市	債 (City Bonds)	3,357,000
担 保	付 (Mortgages)	620,000
貸	付 (Advances)	
為 替 手 形	(Bills of Exchange)	883,000
国 庫 証 書	(Exchequer Bill)	661,000
		5,719,000
合 計		21,837,000
地 金		15,299,000
総 資 産		37,046,000

註① 総資産－総負債＝3,564,000はその他負債の省略のため。

② 14,553,000の株主資本金とそれに相当する政府貸上金が旧形式では省略されている。

③ 資料アンドレアデス，同上 386～8 ページ

ここでさしあたって問題なのは同行の株主資本金 14,553,000 ポンドとそれに見あう政府貸付金その他計の 14,554,834 ポンドとの関連およびそれらと 1,400 万 ポンドの保証発行銀行券とのかかわりあいを経史的にあとづけることによって、兌換銀行券の「二重性」がなぜ、どのようにして発生してきたか（その起源と変遷）を明らかにすることであった。ピール条例制定当時からこんにちまで同行発券部の資産勘定に生きぬいてきた、政府への永久貸付金 11,015,100 ポンドはつぎのような変遷をへてでてきた数字である。その起源をたずねて、われわれは遠くイングランド銀行設立当時の 1694 年にいたる。ホースフィールドが指指した、「最初の特許状…の現代版である」ことが正鵠をいていたことをするのである。

イングランド銀行の資本金推移

1. 元 本		£
政 府 債 務	1694年	120万
	1708	40
	1742	160
	1816	300
		620
2. 南海会社 (South Sea Co.) のもつ政府債務の一部引受		400

3. 他の政府貸付	1717年	残部の国庫証券の固定化(Consolidation)	50
	1727		175
	1728		125
	1746	国庫証券の固定化	98.68
			14,686.8

4. 1833 条例 XIII. XIV により

資本金の 1/4, 政府の同行への返済	3,671.7
	11,015.1

このように、同行資本金の変遷過程をさかのぼってみれば、保証発行銀行券の本質を解きほぐす鍵が、資本主義的生産関係の原蓄期にあたる同行設立当時の 120 万ポンドの資本金とそれに応ずる銀行券とをどのように理解するかにかかっていることをしる。もちろん、同行の設立当時とピール条例の制定時とでは、その間 150 年のへだたりがあり、イングランド銀行を支える経済的基礎と背景も大いにちがっていること、また、当面の問題が保証発行銀行券の性格規定であって、ピール条例当時の兌換銀行券いっばんのそれでないことを、確認のいみで注意しておかねばならないであろう。そうはいっても、同行発券部の発券高を、銀行部資産勘定の銀行券と別個なものとしてきりはなし（銀行部は独立の商業銀行と考えられたわけだから）、保証発行銀行券と比較してみると、それは全体の 49.4%と約半分のウェイトをしめていることも軽視されてはならないであろう。

3)保証発行銀行券の本質—それをきわめようとして、わたくしはついにイングランド銀行の設立当時まできてしまった。そして、究明のおもむくところ、同行前史の割符 (Tallies) や国庫指図書 (Exchequer Order) という、いわば政府紙幣の端著形態が発生する、単純商品流通の時代や、1697 年の改鑄と貨幣不足、これらと密接にかかわりあいをもついろいろの銀行設立案なども研究素材として俎上にのぼさねばならないしぎにたちいたった。そのすべてを尽すことはこの小稿のよくなしうところではないので、これまでの方針どおり、主題に限定して、必要なかぎりであらう問題にもおよぶことにし、

その詳細は別に稿をおこすことにしたいとおもっている。

さしあたって同行設立の主旨や保証発行銀行券の性格をしるうえで参考になるのは、同行設立者のバタースン案であるが、そのまえにその歴史的、経済的背景や当時の銀行ないし銀行券にかんする考えかたをしるダイゼストとして、同行設立の1694年までをかぎって「資本化された租税に基づく信用貨幣発行提案一覧表」(Proposals to issue Paper credit on the Basis of Capitalised Taxes) を掲げてみよう。なるべく正確をきすため原文のまましめすことにした。(別表)

これら14の銀行設立案のなかにバタースン案が三つふくまれている。いま14の計画を類別してみるとつぎのようになる。

1. 発行機関	
政府、国庫、国王、その他これに類するもの	6
受託機関	4
銀行	3
その他	1
2. 発行の目的	
国王の財源のため	11
債務(国家)返済のため	3
3. 法貨性	
あ る	7
租税支払に受けとりうる	3
な い	4
4. 資本金	
100万ポンド	3
120万	2
200万～300万	4
300万～400万	3
400万～	2

うえの分類でもあきらかなように、ほとんどの銀行設立案は国王ないし国家財政の窮乏をささえるための“hand to mouth finance”としての資金調達方法⁴⁹⁾であった。もちろん、バタースン案もその例外ではなく、かれの同行

(別表)

Proposals to issue Paper Credit on the Basis of Capitalised Taxes.

No.	Year	Author	Short Title of Proposal	Issuing Agency	Purpose of Issue	Whether legal tender	Annual Revenue Pledged £,000	Term of Years	Capital Sum to Issue £ mn
1	1690	Killigrew	How this Nation may be...gainers	Office	Funds of Crown	Yes	300	14	2.0
2	1691	—	A Fund of current Property	Proposer	"	"	200	Per.	4.0
3	1691	—	A Fund to raise Two Millions	Trustees	"	"	110	"	2.0
4	1692	Paterson	[Oral Proposals]	Bank	"	"	65	"	1.0
5	1693	Paterson	For Settling a Transferrable fund	Trustees	"	No	140	"	2.0
6	1693	Grey	Incouraging Proposals	Government	Repaying Debt	Yes	...	...	...
7	1693	Murray	For payment of...Exchequer Debt	Trustees	Funds for Crown	"	400	11	4.0
8	1693	Neale	[To raise £ 1 million on a fund]	Government	"	No	140	15	1.0
9	1694	—	For the supplying of the King	King's Bank	"	Yes	750	4	3.0
10	1694	—	For Raising a Million	Trustees	Repaying Debt	A	100	Per.	1.0
11	1694	Neale	For Raising Two Millions	Exchequer	Repaying Debt	A	138	"	2.3
12	1694	—	For Raising £ 1,200,000	Bank	Funds for Crown	No	100	11	1.2
13	1694	Paterson	A Brief Account of the intended Bank	Bank	"	"	100	Per.	1.2
14	1694	Neale	A Way how to Supply	King	"	A	120	"	2.0

註 J. K. Horsefield; British Monetary Experiments 1650-1710, p. 116.

A...Acceptable in payment of taxes or loans to crown

Neale=Thomas Neale (造幣局長)

設立草案の覚え書からも同行の設立の主旨がもっぱら資金調達のための機構であって、イングランド銀行の資力のためでなかったことがうかがわれる。⁵⁰⁾ 当時 はしゅうちのように、オランダとの戦いで戦費は増大し、⁵¹⁾ 租税収入の増加にもかかわらず、借入金は下記のようにふえる一方であった。

政府収入とその借入（1660～1700） 単位=100万ポンド

	財政収入	純借入
1660～1665	7.1	—
1665～1670	8.2	0.4
1670～1675	9.4	— 0.1
1675～1680	8.4	0.4
1680～1685	7.0	0.1
1685～1690	11.9	2.1
1690～1695	19.5	6.6
1695～1700	24.3	5.1

註 J. K. Horsefield; op. cit. p. 245.

こうして8%利付の割符がこの借入増に照応して増発・流通することになったが、20～40%⁵²⁾ ディスカウントされる事情にあったので、これいじょう8%利付きのビルでの借入れやまして不換紙幣を発行することは困難であった。⁵³⁾ このような諸事情を経済的背景にして、パターソンは第1案(1692年) タイトル不明(口頭陳述)、第2案 A proposall for settling a Transferable ffund of perpetuall Interest, 1693., そして最後に第3案 A Brief Account of the intended Bank of England, 1694. を提案した。「この第三番目の形態は恐らく大部分抽象的なものを代表する、将来、国家収入の資本化に基礎をおくものだが、他面個人信用よりもむしろ公衆の信頼に依存しているものであった。(The third type was that based on a capitalisation of future State revenue, representing perhaps a greater degree of abstraction, but on the other hand a reliance on public faith rather than private credit.)⁵⁴⁾」このような方法で、この銀行はまさしくトンチン法にまぎれこんで、政府の財政窮乏の救い神として、個人による政府への直接貸付けの形態をとらず、しかも

事実上の政府への債権者たちは債権者団体の会社構成員、つまり株主となり、一方で政府から年々8%の金利をあげながら、他方では、その政府貸付金相当額まで銀行券 (sealed bill) を発行しうる発券銀行業として、貸付 (割引) や投資利益をあげうるという一挙兩得の取得者となったのである。そこに、パターソン案が、応募者、じつは政府債権者の「受託者」(trustee) とか「投資信託」(investment trust) とか、「設立者の考えは投資信託で、それに商業銀行のいくらかの性格を接木した」⁵⁵⁾ もので兌換規定などあいまいであったとかいわれるのも、また同行の性格を適切に表わしたものといつてよいであろう。

イングランド銀行の業務内容はI~9まで規定されているが、さしあたって大切な規定は5~9といつてよいであろう。すなわち—

- ⑤政府貸付総額まで貨幣の借入れができる。これにたいして発行される銀行券がシールド・ビルである。
- ⑥それ以上の超過発行にたいしては、株主の個人財産で保証する=有限責任そして超過発行の銀行券をアカウントブル・ビル (accountable bill) という。
- ⑦同会社発行のすべての手形および信用手形 (note and bill of credit) は裏書きによって譲渡されうる。
- ⑧議会の承認なくして、国王財産を売却したり、国王へ貨幣を貸付けたばあい、当該全額の倍の罰金が課される。これは近代財政の確立とかんれんしている。
- ⑨政府債務の払い戻しは一年の通知で、1695年8月1日いごとする。それとともに会社の権利も終わる。⁵⁷⁾

ここで当面の問題であるイングランド銀行資本金=保証発行銀行券はどのようにに本質規定をすべきであるかという主題に立戻らなければならない。フィリップヴィッチも強調するように、公債 (Public Debt) の新しい原理が導入された、つまり公 (国家) 信用がじつに功妙に銀行信用のなかに吸引され攝取されたということである。史実のしめすところによると、すでに中世、大陸ベニスやゼノアに、政府へ貸付けた債権者たちが一種の債権者団体として

ひとつの特権会社を設立した事例はあった。⁵⁸⁾だが、「新しい原理」がイングランド銀行に導入されたというのは、むしろ、そのことをいうのではない。すなわち「イングランド銀行への(政府)負債は、形式が異なっていた。このばあい政府はただひとりの債権者つまりイングランド銀行をもち、貸付金額の負債を負っている。しかし、払戻しは政府の統制下におかれ、貸付利息は一括支払わねばならなかった。だから、政府の負債管理は、その手からはなれ、国庫から利息を請求する同行にその機能は移された。形式的に公債(Public Debt)の管理にかんれんする業務は同行に移された。しかし、同行はたんに他の会社とおなじように自らの資本を管理するにすぎない。政府貸付になにがしか関係した個人は、このようにして、議会立法によって設立された会社つまりイングランド銀行のメンバーとなり、じじつじょう、政府になんらの請求権もたなくなった。すなわち、かれは会社の帳簿に会社資本いいかえれば Public Debt の割け前をもつものとして、政府から元金や利息を請求できなくなり、かれの持分 (Stock) に相当する額は、政府によって会社に渡された利息からかれに配分された。」⁵⁹⁾みられるように、政府とイングランド銀行としんじつの政府貸付をした個人株主とのあいだに債権・債務のリンクがうまくできあがり、公債ないし政府債管理＝自行資本金の管理となった。政府貸付（その証券化が国債）＝イングランド銀行の資本金＝同額の銀行券の発行、という等式あるいは債権・債務関係が発生している。ここにわたくしがこれまでのべてきた兌換銀行券の「二重性」の片面たる保証発行銀行券が、どのように（イングランド）銀行信用から「内在必然的」に発生してきたかの原基形態をすることができよう。かくてまた史実をつうじて論証しえたとおもうのは、イングランド銀行が、片手では政府に貸付けながら、同時にもう一方の手で同額の銀行券を発行することによって、債権・債務をみずからキャンセルし、兌換銀行券の保証を文字どおり正体のつかみぬくい「大部分抽象的なものを代表する、将来の国家収入の資本化に基礎をおくもの」として、「個人信用よりもむしろ公衆の信頼」におきながら、これをさらに擬制的利子生み資本に転化し、新興ブルジョアジーが自らとともに

国家をも高利貸の金独占と高金利から解放していく、資本の原蓄期における政府債＝国債の果たした経済的役割もしることができであろう。⁶⁰⁾

「それらの銀行券は同行の負債であった。しかもその保証は政府債におかれていた。(They were the liabilities of the Company, and their securities rested upon the government debt.)」⁶¹⁾

「その信用はなんら危険でもなく悪くもない。というのは、国民 (the Nation) の債権と債務は正比例するから。…国王の国庫の割符に等しい紙券信用……租税は信用の基礎である。」⁶²⁾

「政府の同行への負債 (120 万ポンド) は、新しい借入原理の最初の体现で、国債 (national debt) という言葉は政府の全負債形態をふくむのではなく、債権者の保証 (securities) がその弁済にたいしてなんらの規定もなく、したがって国民所得への永久的負担を形成するような債務つまり、公衆の信用 (public credit…a permanent burdon upon the national income) に法律的に基づいているものとみなされた。イギリスの国債 (national debt) の歴史は一般にそれ以前にはさかのぼってもみあたらない。」⁶³⁾ 「国民の債権・債務…割符に等しい紙券信用」の具体的な一例として、われわれは「相殺銀行券」(cancelled bank note) をあげることができよう。⁶⁴⁾

ここでもういちどマルクスの言葉をおもいだしてみると、そのいみがさらにはっきり理解されよう。—「銀行券を発行する主要銀行は……事実上その背後に国家信用を有し、その銀行券は多かれ少かれ法定の支払手段である。…」こうみてくると、手形割引によってでた、ほんらい的な銀行券が「一般的流通」にはいることによって、「異質化」をはじめたものでもなければ、また、飯田教授のいわれるように、貨幣論の規定で、はじめから終りまでその支払手段としての貨幣機能をなんらきざづけられずに流通するものでもなかった。兌換銀行券の「法貨性」はイングランド銀行の設立当初からピール条例制定時の保証発行銀行券にいたるまで、兌換銀行券の本質的一面として貫徹している。ただ問題は、それが資本の原蓄期、資本主義の確立期、独占段階前後期のそれぞれにおいて、資本主義的生産関係とのかかわりあい

において、あるときはウェイトをまし、またはすくなくなるという程度のちがいが、それに応じてその果す役割がちがってきているということである。

4) 同行の設立後の経過—その業務と発券方法

さてこのような設立目的と保証発行銀行券で出発した同行のそのごの足りはどうであったろうか。1696年11月10日付で下院に提出された報告書によると、資産統計2,101,187ポンド、そのうち各種基金宛の割符が1,784,576ポンドと、85%が割符の「割引」ないし投資にむけられていることがうかがわれる。⁶⁵⁾ 同行が当時 Tally-broker とか Exchequer-broker と悪口をいわれたのもあながち中傷とばかりはいわれぬのみか、同行の主たる業務対象が政府との直接、間接の取引であったことも容易に理解できるであろう。とまれ、同行が割符の割引ないし投資にその主力を注いだ理由は、さきにものべたようにこれらの割符がひじょうに減価して、当時の8%~1割の利回りより有利な投資対象であったことと、国債がいいに投資対象がほとんどなかったことのためである。1697年初め同行は一時支払停止のうきめをみている。そのころ同行券も24%ぐらいまで減価したといわれる。⁶⁶⁾ ここで、政府とイングランド銀行の苦境をきりぬける方策として1697年に新銀行条例 8 & 9 William III. C. 20 が発布されることになる。いわゆる 結合割符 (engrafted tallies) と呼ばれるものがここにおめえする。それを一口でいえば同行設立当時の保証発行=政府貸付の拡大という「新しい原理」のくりかえしにすぎない。この条例で同行は例の排他的特権をうけることになるわけであるが、そのほかに6項目の特権があたえられた。この法律の要は、① 同行資本金を1,001,071ポンド増額、追加応募する。② 結合 (engrafted) 割符の応募者は割符80ポンド(名目額)につき20ポンドの bank-bills か notes の払込みを要請される。かくて実際には30%前後 (A. スミスは25~60%と記している) ディスカウントされた銀行券や割符はその名目額100ポンドで同行の貸方つまり資本持分に記入される。③ あとは設立当時と同じで追加応募額の政府貸付=増資=保証準備発行となる。さきに一言した7つの特権で、さしあたり重要なのは③項の塩税によって保証された8%の利息はイングラ

ンド銀行がこの払込によって受領した割符にも支給される。⑤項の「本行は(資本金額まで)……その紙幣が要求払であることを条件として紙幣を発行する権限を与えられた。かかる支払が行なわれぬ際には、これらの紙幣は大蔵省に提示され、本行に支払われる年金基金のなかから支払われる。」⁶⁷⁾

この条例について多くを語る必要はあるまい。これによって、割符所有者で同行への貸付者(→政府への貸付者)は3～40%⁶⁸⁾の減価から免がれたうゑに、政府貸付ないし一種の公債所有者に転ずることによって年8%の金利生活者になりえたし、それと同時に同行には増資分まで保証発行額、つまり利子生み資本の源泉がふえ、政府は政府で利子負担は増加しても当座の資金窮迫からは解放される。一石三鳥の効果である。そのうえにもうひとつ、ディスカントした銀行券や割符はこの引揚げ、資本化と割符引きかえで発券された bank bill (一カ月通知払5%で同行が割引引受け、したがって bill は少くとも95%の価値があった)⁶⁹⁾によってしだいに平価にふくした。かくて、同行は1697～1707年の利潤から、この追加応募額全額を払戻すことができるほどその政策は成功したのである。

ここで、とうぜんふれるべくして割愛してきたのが国庫指図書、割符あるいは国庫証券についてである。さきにもことわったように関説することは小稿のおよぶところではない。そこで、ここでは註記として覚え書程度にこれらが政府紙幣の原基形態⁷⁰⁾といわれながら、なぜイングランド銀行券にとってかわられる運命にあったかについてのべておこう。(註3)

(註3) 「モット資力があり信頼される政府の下では国家紙幣の正常な制度がたしかに発展してきて、将来のイングランド銀行の主要機能のひとつである発券は必要とされなかったかもしれない。事実上、もしそうであれば同行は存在しなかったかも知れない。」(J. Clapham, op. cit., I, pp. 11～2.) Wm. A. ショーは国庫指図書をイングランドにおける最初の政府紙幣とみて、「その国の金融がよい状態であったら、支払の停止は避けられ、われわれは永久に一つの国家紙幣の発行をもったであろう。」とのべている。(Wm. A. Shaw; Economic Journal, vol. XVI, pp. 33～40.) cf. op. cit., pp. 26～9. たしかに、紙幣にかんするかぎり、クラバムのいうように、戦費や乱費によって財政が窮迫しなければ、これらの国庫証券類が政府紙幣として存続、発展し、イングランド銀行は産業資本の固有の産物として、商業信用にもとづ

き、その銀行券はほんらいの領域で主として支払手段としての機能を営み、「一般的流通」へはいったとしても、それは、一般所得階層の「現金取引」の領域ではなく、卸売業の「鋳貨」代位の信用貨幣にその本質をきずつけられずにとどまりえたかもしれないであろう。げんに1697年貨幣の不足と国庫指図書や割符の不信用にかわって登場した国庫証券 (Exchequer Bill) は「ほとんど疑もなく、紙幣の一種の代替物と考えられていた。誰もイングランド銀行やその銀行券が生きのこるだろうという確信はなかった。そのことは10ポンドと5ポンド単位の国庫証券の発行をみても明らかである。」(J. Clapham, op. cit., p. 139) と史家ものべているぐらいであるからだ。しかし、それらが通貨として流通しにくかったのは、政府の赤字財政、割符などの乱発とそれにとまなう減価ばかりではなかった。ひとつは、国家権力の経済外的介入といっても、近代財政の確立によってこれまでの専政君主制の乱用が議会によってチェックされたこと。⁷¹⁾ いまひとつ大切なモメントは、フィビヤリアによると、割符も国庫指図書も利付弁償証券、つまり兌換紙幣+利付証券であったが、①要求次第支払われず（通常3ヵ月以上）②一般流通には大額すぎたので流通手段として不便であった。(Feavearyear, Pound Sterling, pp. 100~3.) だからその減価はひとつは、過剰発行のためと、もうひとつは公信用の不信と返済期限の介入によるディスカウントと考えてよいであろう。

それにはんし、国庫証券は、しだいに改正されて、小額面のうえに無利子になったわけであるが、当初の期待に反して、流通速度も8~10ヵ月に一回転ぐらいで、もっぱら租税支払に使用されたといわれている。(J. Clapham, op. cit., p. 49.) その理由は明確ではないが、クラバムによると、形式が面倒なうえに、要求次第換金されず、やむなく割引されて裏書流通、ないし租税支払いに用いられた、というのである。国庫証券にかんするかぎり、小額面で無利子の金債務証券であったことはたしかである。にもかかわらずイングランド銀行券の副次的意味しかもたず、19世紀初頭に廃止のうきめをみたのはなぜであろうか。その根本的な理由は私的銀行信用と公信用との「二重性」をもつイングランド銀行券に包摂、代替されたからであり、それでもなおきそくえんえんとして既発の国庫証券が紙幣代用として流通しえたのは、その支払を同行が引受けていたためである。

この間の事情に関するわが国の文献にふれるよちがなくなった。註記で寛恕をこいたい。註4)

註4) ここではそれらの紹介や論評のよちはない。代表的見解としては小野氏と玉野井氏の労作があげられる。小野氏は信用通貨を商業手形や金匠手形とうえにみた公信用紙券に分類され、前者は近代銀行通貨へ、後者は政府紙幣ないし公債証券へと分解発展していくとのべ、結論的につぎのようにいわれている—「イギリスにおける信用通貨の発展の道は、この時代に二つの道にわかれはじめていた。すなわち、その一つは、商業手形なり金匠手形の暗示していたように、本来の信用通貨たる銀行通貨としての発展の道であり、いま一つは、公的信用手段の暗示するように、紙

幣としての発展の道であった。…かの1694年のイングランド銀行券の登場および1696年の国庫証券の登場がそうであった。」しかし、このようにきれいに二大別されても、国庫証券から政府紙幣へと展開する道はイギリスにはなかった。ないのがとうぜんである。それは兌換銀行券の「二重性」や保証発行銀行券にかんする本文の説明であきらかであろう。

この点で玉野井氏や関口氏が公債制度とイングランド銀行とを相互関連ではあくされていることは注目されてよいであろう。たとえば関口氏によると「イングランド銀行は、近代的公信用制度の体現者として、ちょうど17世期末から体系化する『原始蓄積』の重要なになってとなり……」「この銀行が『固有の重商主義』と社会的基盤をひとしくしていた」といわれる点は同感である。しかしそれと同時に現金準備と銀行券との関連に着目して「1696年11月……準備金3万6千ポンドにたいして発券残高は165万8千ポンドだったから、じつに約160万ポンドが追加的信用として創造されていたことになる」と手離しに近代銀行の信用創造と同一視され、公信用のイングランド銀行信用への肩代り、保証発行銀行券の本質究明にむかわれなかった点、とりわけ前半の引用にある原蓄期における同行およびその銀行券の役割が後景にしりぞき、おきさらされた点はすこぶる不満である。だから、玉野井氏がイングランド銀行のシールド・ビルを重視された功績は大きい。同氏への不満点の1つはレストレーション後の金匠銀行を近代的銀行とされながら、他方ではイングランド銀行の性格規定において1820年まで前期的形態をもつものとされている点で統一性が欠けていること、第2は、保証発行銀行券が、なぜ、どのようにして公信用から銀行信用に内在必然的にふりかわったかの論理的究明がよわかったという点である。

小野 朝男「イギリス信用体系史論」

飯田 正義「信用制度をめぐる諸問題」（久留米商大十周年記念論文集）

「中央銀行制度の史的展開」（産業経済研究16号）

関口 尚志「金融制度の変革」（「西洋経済史講座」第4巻所収）

玉野井昌夫「イギリス信用制度成立前史」（「信用講座Ⅲ系」所収）

「イングランド銀行の成立とイギリス金融制度の展開」（「学習院大学研究年報Ⅰ」）

44) たとば拙稿「信用貨幣の形態転化をめぐる諸問題」（「金融学会報告」XIII.）

45) Banker's Magazine, March, 1866. cf. Banker's Magazine, I. (Apr.—Oct. 1884), Hansards, Series 3, Vol. LXXIV, Cols. 720. cf. Banker's Magazine 1, (Apr.—Oct. 1844) pp. 197~215.

46) R. S. Sayers; Minutes of Evidence, (para 486.) of the Committee on the Working of Monetary System.

47) Wm. A. Shaw; The Theory and Principles of Central Banking, 1930. p. 37.

かれはピールの主旨を徹底するためには「紙券は不換にされ、準備金 (cover) は兌換のためでなく、弁済 (redemption) のためにあてられるべきだ。したがってその準備 (cover) は金でなく、証券類からなり、かかる証券類からあがる収入も債務弁済基金にあてられるべきだ。」という。ピール条例ごのイングランド銀行券をアンドレアデスは金の預託証書とおなじだとしている。—

「1844年条例…銀行券の性質はまったく変化し、むかしの預託証書のようにこんにちそれはほとんどドック証書であった。じじつ、イングランド銀行はこんにちでは信用機関というより現金の貯蔵所である。」(同上, 110ページ, 107ページ参照)

48) J. K. Horsefield; The Origins of the Bank Charter Act, 1844. in Papers in English Monetary History, Ashton and Sayers, p. 122.

49) J. Clapham; The Bank of England, Vol., I, 1944. p. 25.

50) J. K. Horsefield; British Monetary Experiments 1650-1710, (1960.) p. 129.

51) A. E. Feavearyear; Pound Sterling; 1931. pp. 100~3.

52) なお、数年はおくれるようだが、A・スミスは5割の割引といている。参考までに—「ウィリアム王の時代の一大改鑄の時に当り、バンク・オブ・イングランドが同行の平常の取引を中止することを適当と考えたが、そのときは大蔵省証券及び租税割符は2割5分ないし6割も割引いた価格で販売されたということである。」国富論大内訳(四)17ページ。一部引用者で現代仮名に訂正)

53) J. K. Horsefield; op. cit., p. 127.

54) J. K. Horsefield; op. cit., p. 230.

55) J. K. Horsefield; op. cit., p. 137.

56) 近代財政の確立とイングランド銀行の国債、公金取扱いについては E. von Philippovich; History of the Bank of England, N. M. C. 1911. に詳しい。

57) A. アンドレアデス, 同上, 95~6ページ。

58) J. Clapham, op. cit., p. 15.

59) E. v. Philippovich; op. cit., p. 82-3.

60) マルクスはこの点を明確に規定している—「公債は本源的蓄積の最も精神的な槓杆の一つとなる。それは、魔法の杖で打つかのように、不生産的な貨幣に生殖力を与えて資本となし、しかもその際この貨幣は、産業的投資にも高利貸の投機にさえも不可分の煩勞と危険とを、冒す必要がないのである。国家に対する債権者は現実には何ものも与えはしない。というのは、貸付けられた金額は、容易に譲渡され得る公債証券に転化され、それは彼らの手中で同額の現金と全く同様に機能すること続けるからである。……イングランド銀行は、その貨幣を8%の利率で政府に貸

付けることから始めた。同時にそれは、貨幣を更に銀行券の形態で公衆に貸付けるといふ仕方で、その同じ資本から貨幣を鑄造する権限を議会によって与えられた。……まもなく（1697年条例のことをさすとおもわれる一引用者）この銀行自身によって製造されたこの信用貨幣（というよりこれは本文でもみたように、政府貸上金という一種の未成熟の国債担保で発行された銀行券で、生れおちた当初から価値表章の運命を担っていた。一引用者）は鑄貨となり、それをもってイングランド銀行は国家への貸付けをなし、国家の計算のために公債の利子を支払った。この銀行は、他方の手でより多くを受け戻すために、一方の手で与えた、というだけではなかった。それはまた、受け戻しながらも、与えた最後の一銭に至るまで、国民の永久の債権者 (ewige Gläubigerin der Nation) たることをつづけた。K. Marx; a. a. O., I, S. 795. 向坂訳同上(+)、335～7ページ、傍点一引用者)

このカラクリの経済的意味が理解できなかったかれ H. D. マクロードはそんな馬鹿げたことがあれば黄金国が造作なくできよう、といって大いにこの仕組を批難しているのである。「われわれは冷静に公債保証 (the securities of the public debts) で銀行券を発行するこの計画にふくまれている原理を考察してみよう。かんたんにいえばこうである。一貨幣を創造する方法は政府が貨幣を借り入れるということだ。(That the way to create money is for the Government to borrow money) つまり A は B に担保や担保保証付で貨幣を貸すと、A はかれがすでに貸しつけてしまったと同額の貨幣を創造することが許されるとは！ある程度まではそれを許してもこのことはなんらじっさいの誤りもなくなされよう。が、それでも、一般原理として、これいじょう馬鹿らしいことがあるであろうか？」

(H. D. Macleod; Theory and Practice of Banking, Vol. I, 6th, 1902. pp. 487～8. 傍点一引用者)

61) E. v. Philippovich; op. cit., p. 72.

62) J. K. Horsefield; op. cit., p. 148. 傍点一引用者。

63) E. v. Philippovich; op. cit., p. 56. 傍点一引用者。

なおつぎの見解もこのことをしめたものと考えられる。「公債とは結局租税の前どりであるとともに、その長期分割の手段でもあるということが出来るわけである。この面からみれば、公債の額だけ国民はマイナスの財産をもっているということになり、その意味で国家にとってのみならず国民全体にとっても債務であるといわなければならない。」(武田隆夫他「近代財政の理論」243 ページ。傍点一引用者)

64) D. W. Dodwell; Treasuries and Central Banks, 1934. pp. 45～8.

E. v. Philippovich; op. cit., p. 180. 国庫と同行とのあいだに毎日相談が行なわれた。そして相殺差額に「相殺銀行券」が用いられた。(各 1,000 ポンド) この支払には国庫証券も用いられた。シールド・ビルでの政府への最初の支払いも、本文のいみからすればいわば一種の相殺と考えられないこともない。

65) 1696. 11. 10. Bank of England

	£	S
To sealed bill outstanding	893,800	
To notes for running cash	764,196	10
To money borrowed in Holland	300,000	
To interest due on bank bills outstanding	17,876	
	1,975,872	10
Rest	125,315	2
total		
	2,101,187	12
By tallies on several Parliamentary securities	1,784,576	16
By half a year's defficiency of the fund of £ 100,000 per annum	50,000	
By cash, pawns, mortgages, etc.	266,610	16
	2,101,187	12

J. K. Philippovich, op. cit., p. 80. J. Clapham, op. cit., p. 44.

「同行が割引ないし貸付けた証券類 (securities) は、ほとんど全部割符であったけれども、借手は時に個人もあった。」(J. K. Horsefield; op. cit., p. 132)

「民間貸付もあったが、帳簿に現われたかぎり、引用に示される証券類は主として政府債であったにちがいない。しかし不幸にして帳簿は誰から証券類が入手されたか示されていない。」(J. K. Horsefield, op. cit., 136~7.)

66) J. Clapham; op. cit., p. 37.

67) R. D. Richards; The Early History of Banking in England. 1953. pp. 145
J. K. Horsefield; op. cit., pp. 133~4.

68) D. W. Dodwell; op. cit., p. 29.

69) J. K. Horsefield; op. cit., p. 133.

70) Wm. A. Shaw; op. cit., pp. 26~9. なお註 参照。

71) この点については E. v. Philippovich; op. cit., に詳しい。とくに, pp. 53~68. 113
~ (債務形態の発展) 164~ (公金管理) 参照。

6 む す び

国家信用（公信用）と銀行信用との内在必然的なむすびつき、それにもとづく兌換銀行券の「二重性」は、資本主義的生産が一般的になったといわれる時期—したがってマルクスがイギリス資本主義の具体的展開からその一般的法則をうちたてた段階—にもピール条例の保証発行銀行券として化体して

いた。わたくしは、その変遷をあとづけてイングランド銀行の設立当初のいわゆる国債の原蓄の機能と機構にその「二重性」の起源をもとめた。しかし、その論証には、ここで割愛せざるをえなかったイングランド銀行と公金(public money)の取扱、相殺銀行券 cancelled bank note の問題、当時の金属鑄貨とりわけ磨損鑄貨、悪鑄と1696年の改鑄、その結果としての「貨幣不足」と割符など一種の政府紙幣とのかんれん、あるいは銀本位から金本位へのいわゆる跛行本位下の補助貨の問題、これら一連の事柄と新興ブルジョアジーの要請する貨幣価値の安定や信用貨幣との複雑なからまりあい、などの歴史的、理論的な説明が必要であろう。これらは残された課題として別稿にゆずることになった。

とまれ、イングランド銀行はこういう時代的、経済的背景をになって登場してきた。だから、前節でものべたように資本の原蓄期にふさわしい「二重性」を帯びた「奇妙な混合形態」をとらざるをえなかったし、それはそのままイングランド銀行券に「二重性」を投射し、きざみこむことになった。イギリスは産業資本の母国といわれ、またパターンともいわれる。したがって兌換銀行券の「二重性」は、他の資本主義国にもその密度や緩急の度合に程度の差こそあれ、本質的に一般的な妥当性をもつものといわなければならない。

こうして、小稿をひとまずむすぶにあたって、いくつかの関連事項の究明がのこされていることにきづく。とりわけ、読者に疑問をあたえたのではないかとおそれるのは、イングランド銀行を対象としながら、近代銀行の基礎である商業信用や金匠との関連が後景にしりぞいていることである。それは小稿の課題がもっぱら飯田教授の(兌換銀行券の)「転化」問題を支える、金属無準備銀行券＝価値表章性という二元的的方法論の本質究明にささげられたからにはほかならない。

(1962. 12. 10)